平成27年度静岡県立こころの医療センター

非常用発電機改修工事

特記仕様書

地方独立行政法人静岡県立病院機構

静岡県立こころの医療センター

第1条（適用範囲）

　本特記仕様書は、静岡県立こころの医療センターが発注する「平成27年度　静岡県立こころの医療センター非常用発電機改修工事」（以下「本工事」という）に適用する。

第2条（工事概要）

　本工事は非常用発電設備（６．６KV　６２５KVA）のタービン機関本体（減速機含む）のオーバーホールと発電機起動盤内の改修工事である。

第3条（工事箇所）

　静岡市葵区与一地内（静岡県立こころの医療センター）

第4条（基本思想）

１　オーバーホール施工中は仮設発電機を設置し、停電時は仮設設備で対応する。

（仮設発電機容量は600ＫＶＡ以上とする）

　２　施工後、連続負荷運転が可能であることを確認するため、十分な模擬負荷試験を

実施する。

第５条（工事範囲）

点検整備項目は、別添「点検整備項目一覧表」参照

交換部品は、別添「交換部品リスト」参照

　１　タービンエンジン本体オーバーホール（減速機含む）

　２　発電機起動盤内主要機器改修

　３　発電機起動用蓄電池取替え

　４　試運転調整

第６条（施工区分）

　発電機室

第７条（関係法令、条例）

　本工事を施工するにあたり、関係する法令および条例、規則を遵守し、必要ある届出、手続について請負者が遅延なく行うこと。

第８条（既設工作物の保護）

　工事中は既設工作物に支障を及ぼさないよう必要な保護手段を講じなければならない。もし既設工作物に損傷を与えた場合、またはやむを得ず一時撤去などの必要を生じたときは、監督員に報告のうえ、承認を受けて適切な処置をとること。

第９条（就業時間）

　原則として平日8時30分から17時00分とする。ただし、工事施工の都合上、就業時間の延長または夜間作業、あるいは土曜、日曜および祭日などの作業を必要とする場合は、事前に理由を付した書面を提出し監督員の承諾を得なければならない。

第10条（提出書類）

　請負者は発注者、監督員の指示による書類のほか、下記の書類を提出すること。（特に指示が無い場合はA4サイズとする）

第11条（写真）

　静岡県土木工事施工監理基準に準ずる。別途監督員から指示がある場合は、それに従うこと。

第12条（製品の外注）

　請負者が製品について外注する場合には、事前に監督員の承諾を受けなければならない。

また、納入される製品は、請負者の責において保証するものとする。

第13条（保障期間）

　工事完成後の保障期間は1年とする。ただし、故障原因が設計、製作、据付等に起因する場合は1年を経過した後であっても受注者の負担と責任において遅延なく修理、復旧しなければならない。

第14条（予備品・付属品）

　本工事で施工した範囲内で、必要な付属品（工具等）をおさめること。

第15条（維持管理説明会）

　完成検査終了後、現地において保守点検要領について十分な説明会を行うこと。

第16条（運用開始後の点検）

　本工事完成後1年を目途に発電機の点検整備を行い、正常動作の確認を行うこと。

第17条（別途発注工事との協調）

　こころの医療センター施設内で別途発注工事がある場合は、各工事の請負者が互いに工事範囲および工程等において協調をとりながら工事を進めること。

第18条（火災保険）

請負者は、工事目的および工事材料等を火災保険に付さなければならない。